

# 浪江町行政改革 集中改革プラン

平成18年6月

浪 江 町

# 目 次

○ はじめに	2
I 行政改革推進のための改革事項	
1 行政の担うべき役割の重点化	4
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	15
3 定員管理及び給与の適正化	16
4 人材育成の推進	19
5 公正の確保と透明性の向上	21
6 電子自治体の推進	22
7 自主的・自立性の高い財政運営の確保	23
8 町村合併の推進	31

## ○はじめに

### 1 これまでの取り組み

本町の行財政改革は、昭和60年に第1次浪江町行政改革大綱を策定し、以後平成8年に第2次浪江町行政改革大綱、平成13年に第3次浪江町行政改革大綱を策定し行政全般にわたる行財政改革を推進してきました。

平成13年度に策定した第3次行政改革大綱では、町民の立場に立った行政サービスの推進や簡素で効率的な行政の運営、地方分権時代に対応した行政体制の整備を目指すため、組織の見直し、職員定数の見直し、職員数の削減、給与の見直し、旅費の見直し、特別職給与の減額、議会議員定数の見直し、農業委員会委員定数見直しなどの数々の経費削減を行ってきたことにより、平成13年度から平成17年度の5年間で約4億3千万円の経費を削減してきました。

また、大綱に数値目標として掲げた職員数については、介護保険制度の導入などの増要因に対しても、総数抑制を基本に対応し、平成13年度208名から5年間で7名の削減目標の201名に対して15名削減の193名としました。こうした成果は、町民の理解と職員の協力があって得られたものでありますが、これまでの取り組みを通じて、職員の能率向上や意識改革が図られ、町民本位の行政の推進と成果重視の行政への転換が進みつつあり、着実に町民サービスの向上につながっています。

### 2 今後の取り組み方針

地方自治体は、分権型社会システムへの転換が求められている今日、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に適切に対処することが求められています。

平成17年9月にこれまでのまちづくりに対する考え方や行政のあり方を点検し、常にまちづくりへの意識改革を図るとともに、行政と住民が協働して次世代に向けたまちの姿を描いた第4次浪江町長期総合計画を策定しました。この計画により長期的・計画的総合的にまちづくりを進めていく上でも更なる行政改革を推進し最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革を進めることが重要であります。そのためには、行政課題や行政需要のより適切な把握に務め、浪江町長期総合計画の基本理念である「なかよく」「みんな」「えがおで」を基本に住民と行政が協働してまちづくりを進めていくことや住民にわかりやすい開かれた行財政運営を図ることを基本として行財政改革を推進する必要があります。

このため、今後の行財政運営の指針となる新たな第4次浪江町行政改革大綱を策定しました。大綱に盛り込まれた項目を実現するため、職員が一丸となり、より一層行政改革を進め、質の高い町民サービスを提供しつつ、活力と魅力ある浪江町の発展につなげていきます。

### **3 推進体制と取り組みの姿勢**

町長を本部長とする浪江町行政改革推進本部が中心となり、庁内一体となって取り組むとともに、職員一人ひとりが強い自覚と責任を持ち、改革を着実に推進します。

人員や経費の削減が中心の従来の行政改革のイメージを、町民サービスの向上や町民が行政運営に理解と納得を示す改革へと転換するとともに、すべての職員が主体的に取り組む、改革を実践する取り組みへつなげていきます。

### **4 期間**

平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

### **5 集中改革プランの策定**

浪江町行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、大綱の取り組み期間にわたる集中改革プランを定めて取り組みます。

集中改革プランは、可能な限り目標や数値化や町民にわかりやすい指標等を用い、毎年ローリング方式により見直しを行いません。

### **6 推進状況や成果の報告と公表、説明責任の確保**

行政改革の推進状況や成果は、浪江町議会への報告を行うとともに、町広報やホームページ等を活用して、町民にわかりやすく公表します。

町の説明責任を果たす観点から、大綱及び集中改革プランの内容について、民間の有識者からなる行政改革推進委員会、職員からなる行政改革推進検討委員会に対し、その推進状況を定期的に報告し、意見をききながら行政改革を推進するとともに、町民に対しても推進状況を公表します。

なお、町民からの意見も、電話、ご意見箱、電子メール等で随時受け付けし、行政改革の推進に対する町民の評価や意見を把握し、これを集中改革プランに反映させます。

## I 行政改革推進のための改革事項

### 1 行政の担うべき役割の重点化

#### (1) 新たな行政課題に対応した施策の実施

##### (ア) 顧客主義の徹底

町民が顧客であるという視点で、町民の行政に対する信頼を高めるため、顧客である町民のニーズを迅速かつ的確に把握し、町民サービスの質を向上し町民満足度を高めます。

すべての職員が職場の使命を認識し、課題を見つけ、仕事の改善を継続して行う運動を通じて、職場の活性化と職員の意識改革に取り組み、町民本位のサービスを提供していきます。

また、町民満足度の高いサービスを行っていく上で基本となる接遇の向上をさらに図ります。

項目	いつまでに	どのようにする
顧客主義の徹底	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・町民が顧客であるという視点で、職場の使命をとらえ職場全体で町民サービスの向上に取り組みます。</li><li>・お客さんに対して窓口事務の接遇の向上を図ります。</li><li>・窓口対応マニュアルを作成します。</li><li>・接遇研修会を実施します。</li><li>・電話対応マニュアルを作成します。</li></ul> (総務課、関係各課)

##### (イ) 町民サービスの向上

最小の経費で最大の効果を上げることを基本に、町民の要望や意見を幅広く集約し、より質の高い町民サービスを提供します。

町民の立場に立った手続の簡素化、迅速化を推進するなど、利便性の向上と町民満足度を高める取り組みを推進します。

また、窓口業務の集約化、窓口業務の延長並びに休日における窓口業務の実施について検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
窓口サービスの向上	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口対応マニュアルに基づき窓口事務の迅速化、接遇の向上を図るなど窓口サービスの充実に取り組みます。</li><li>・耳マークの設置など、身体の不自由な方が安心して窓口サービスが受けられる体制を確立します。</li></ul> (総務課、関係各課)
窓口業務の集約化	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民サービスを向上させるため窓口業務の集約化について検討します。</li></ul> (総務課、関係各課)
ご意見箱の活	平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内 7 箇所の公共施設に配置して</li></ul>

用	～ 平成 22 年度	あるご意見箱について、苦情等に速やかに対応します。 (総務課)
ホームページによる要望	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・町ホームページ「町への要望」について吸い上げをします。 (総務課、関係各課)
窓口業務の延長の実施	平成 19 年度 ～ 平成 22 年度	・住民サービス向上に向けた窓口業務の延長サービスの検討をします。 (総務課、住民生活課、税務課、関係各課)
各種申請書等の電子交付	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・町ホームページから取り出せる申請書等の拡大を検討します。 (企画調整課、関係各課)
図書館サービスの拡充	平成 19 年度 ～ 平成 22 年度	・図書検索システムを導入し、利用者の利便性を図ります。 ・開館時間の拡大、休館日の見直しのほか、町民の利用に応じて、サービスの見直しや充実を図ります。 (浪江町図書館)
戸籍の電算化	平成 18 年度 ～ 平成 20 年度	・戸籍処理時間の短縮や縦書きから横書きへの変更など町民の利便性と戸籍事務の効率化を図るため戸籍の電算化を図ります。 (住民生活課)

#### (ウ) 行政評価制度の検討

町民の視点に立った成果重視の行政を推進するため、政策・施策・事務事業について、その目的と効果を明らかにし、目標を設定した上で取り組みます。行政評価制度を検討するにあたっては、長期総合計画の事務事業評価制度と併せて検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
行政評価システムの検討	平成 22 年度	・効率的、効果的な事務事業の執行のため、行政評価システムの導入について各課政策調整ワーキンググループで検討します。 (総務課、企画調整課)

#### (エ) 事務事業の見直し

新たな行政需要や多様化する町民ニーズに柔軟に対応していくため、計画・実施・評価・改善というマネジメントサイクルを定着させ、事務事業全般にわたり、公と民の役割分担のあり方、受益と負担の公平確保、費用対効果など、幅広い角度から精査し、選択と重点化を図るとともに、事務事業の再編・整理や廃止・統

合等の見直し、整理合理化に努めます。

項目	いつまでに	どのようにする
民間委託の見直し	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 民間委託を推進する一方でおのおのの事業について事業内容について検証を行います。 (総務課)
臨時職員の見直し	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 恒常的に雇用している業務については、業務のあり方も含め検討します。 (総務課)
I S O 1 4 0 0 1 の取り組み	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 役場庁内で推進している I S O 14001 について引続き取り組んでいきます。 (総務課)
公用車の見直し	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 今後購入する公用車については新車だけでなく中古車購入も総合的な車両配置計画の中に入れた検討をします。また、町単独で購入する場合リース制度や平成 1 7 年度末 1 台保有している低公害車をさらに台数の確保を図ります。 ・ 公用車の管理、更新、配車の基準を作成して効率的な運用を図ります。 (総務課)
公共交通の利便性の向上	平成 19 年度 ～ 平成 22 年度	・ 患者輸送・高齢者送迎、ぐるりんこタクシー・スクールバス・町営バス等の運行管理情報の利便性向上のため町民の足を確保して効率化の検討をします。 (健康福祉課、産業振興課、教育委員会)
掲示板の見直し	平成 19 年度 ～ 平成 22 年度	・ 町内 6 箇所に設置してある掲示板について、総合的な検討をします。 (総務課)
行政情報の一元化	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 各課等で保有している行政情報について、情報を一元化・共有できるシステムの構築を図ります。 ・ 速やかな現地確認等の作業の推進と、データ修正の重複を解消するため、各課で使用する地図情報を統合型 G I S にすることを検討します。 (関係各課)
消防団の組織の見直し	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	・ 自主防災組織と連携を取りながら組織の見直しを検討します。 (住民生活課)

施策・事業の 選択と重点化	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 緊急性や効果、財源措置などの点 検・見直しを行い、施策・事業の厳 しい選択と重点化により一層取り組 みます。重点施策事業については、 長期総合計画の実施計画に計上され た事業とします。 (総務課、企画調整課)
------------------	---------------------------	--

## (2) 民間活力の推進

民間にできるものは民間活力を活用する小さな行政を目指すことを基本にこれまでも、町民サービスの向上に向け、公と民の役割分担や行政責任などについて総合的に検討する中で推進してきたところであり、引き続き安心・安全な町民サービスの安定的提供と行政責任の確保という視点を踏まえ、可能な限り、積極的に民間委託や民間移管等を推進します。

また、委託による事業効果の面から事業評価をすることを検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
学校給食共同調理場の見直し	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 3 施設の学校給食共同調理場、1 施設の単独調理場について、民間の持つ手法を活用できないか検討をします。 (総務課、関係各課)
アウトソーシングの推進	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	・ 行政運営の効率化、町民サービスの向上を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、積極的かつ計画的な推進に努めます。 (総務課、関係各課)

## (参考)

### 事務事業の民間委託状況（平成 16 年度末時点）

① 本庁舎清掃	一部委託	② 本庁舎夜間警備	全部委託
③ 案内・受付	直営	④ 電話交換	全部委託
⑤ 公用車運転	直営	⑥ し尿処理	全部委託
⑦ 一般ごみ収集	全部委託	⑧ 学校給食	一部委託
⑨ 学校用務員事務	直営	⑩ 水道メータ検針	全部委託
⑪ 道路維持補修	一部委託	⑫ ホームヘルパー派遣	
・ 清掃等			全部委託
⑬ 在宅給食サービス		⑭ 情報処理	一部委託
	全部委託	・ 庁内情報システム維持	



- ⑮ ホームページ作成・運営 一部委託  
一部委託
- ⑯ 調査・集計 一部委託
- ⑰ 総務関係事務 一部委託（給与、旅費、福利厚生等）

**事務事業の民間委託状況（平成22年度末時点）**

- |                  |      |                       |               |
|------------------|------|-----------------------|---------------|
| ① 本庁舎清掃          | 一部委託 | ② 本庁舎夜間警備             | 全部委託          |
| ③ 案内・受付          | 直営   | ④ 電話交換                | 全部委託          |
| ⑤ 公用車運転          | 一部委託 | ⑥ し尿処理                | 全部委託          |
| ⑦ 一般ごみ収集         | 全部委託 | ⑧ 学校給食                | 全部委託          |
| ⑨ 学校用務員事務        | 直営   | ⑩ 水道メータ検針             | 全部委託          |
| ⑪ 道路維持補修<br>・清掃等 | 一部委託 | ⑫ ホームヘルパー派遣           | 全部委託          |
| ⑬ 在宅給食サービス       | 全部委託 | ⑭ 情報処理<br>・庁内情報システム維持 | 一部委託          |
| ⑮ ホームページ作成・運営    | 一部委託 | ⑯ 調査・集計               | 一部委託          |
| ⑰ 総務関係事務         | 一部委託 |                       | （給与、旅費、福利厚生等） |

**(3) 指定管理者制度の活用**

公共性、公益性を確保し、町民福祉を増進するという公の施設の本来の設置目的を効果的かつ安定的に果たすことを基本に、指定管理者制度の目的である、公の施設におけるサービス向上と管理経費の縮減を図るため、適正な管理を確保しつつ、制度を積極的に活用します。

また、指定管理者制度を検討するための検討会を設置し全ての公の施設について、直営、指定管理者、業務委託、譲渡、廃止などの区分ごとに検討し、指定管理者ができるものについては、積極的に導入します。

取組項目	いつまでに	どのようにする
指定管理者制度検討会の設置	平成18年度 ～ 平成22年度	<p>・全ての公の施設について、直営、指定管理者、業務委託、譲渡、廃止などを検討するため検討委員会を設置します。</p> <p>検討施設 35施設 （レク・スポ施設 14施設、基盤施設11施設、社会福祉施設7施設、文教施設3施設）</p> <p>（総務課、健康福祉課、産業振興課、建設課、教育委員会、関係各</p>

		課)
指定管理者制度の導入	平成18年度	マリンパークなみえ、大堀相馬焼物産会館の2施設について、指定管理者制度の導入をします。 (産業振興課)

#### (4) 企業会計・特別会計の経営健全化

中長期的視点に立った経営方針を確立し、経済性と公共性の調和のもと、効率的な運営に努めます。

それぞれの会計の趣旨に則り、民間の経営管理手法の導入についても検討し、一層の経営の効率化を計画的に推進し、独立採算を基本とした健全な経営に取り組みます。

また、事務事業の再編整理、廃止統合、民間委託等の推進について総点検を行い、経営健全化に積極的に取り組みます。

##### (ア) 企業会計の健全化

###### 水道事業

長引く経済低迷、節水意識の高まりなどにより、水道水の需要は横ばいあるいは減少傾向にある中で、水道事業の経営基盤の強化等に取り組み、より一層計画的、効率的な事業運営に努めます。

なお、経営健全化を目指すため中長期経営計画を策定し健全経営を図ります。経営健全を図るため特に、下記について検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
定員管理の適正化	平成18年度 ～ 平成22年度	・ 浪江町定員管理適正化計画に基づき、平成17年4月1日現在の職員数を基準として、5年間で1名程度の職員数の削減を行い、平成22年4月1日における職員数を6人以内とします。 (総務課)
給与の適正化	平成18年度 ～ 平成22年度	・ 人件費の総額抑制を図るとともに、情勢に適用した職員給与の適正化をめざします。 (総務課)
料金の見直し	平成20年度 ～ 平成22年度	・ 平成6年度に改定されて以来据え置いている料金について、今後の設備更新・投資財源のため見直しを検討します。 (上下水道課)
料金収入の確保	平成18年度	・ 収納率向上のため、各戸訪問、

	～ 平成22年度	夜間徴収等、料金の未収金を増加させない収納対策を実施します。 (上下水道課)
遊休資産の活用	平成22年度	・資産の有効活用を図るため遊休資産の活用と処分方策について検討します。 (上下水道課)
中長期経営計画の策定	平成18年度	・経営健全化を目指すため中長期経営計画を策定し健全経営を図ります。 (上下水道課)

### (イ)特別会計の健全化

特別会計にあつては、経営の原則である経済性と公共性の調和のもとに、自立性・主体性を高め、効率的運営を図ります。

説明責任の観点から、経営状況、財政状況の透明性を向上するとともに、独立採算を基本とした健全経営に努めます。

また、一般会計から繰入金の生じる国民健康保険事業、国民健康保険直営診療施設事業、介護保険事業については適正な執行により繰入金の縮減に努めるものとします。

特に、公共下水道事業、農業集落排水事業については、経営健全化を目指すため中長期経営計画を策定し健全経営を図ります。

経営健全を図るため特に、下記について検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
料金の見直し	平成20年度 ～ 平成22年度	・公共下水道料金については、平成3年の供用開始以来改定されていない料金について、今後の設備更新・投資財源のため見直しを検討します。 (上下水道課)
料金収入の確保	平成18年度 ～ 平成22年度	・収納率向上のため、各戸訪問、夜間徴収等、料金の未収金を増加させない収納対策を実施します。 (上下水道課)
中長期経営計画の策定	平成20年度 ～ 平成22年度	・公共下水道事業、農業集落排水事業については、経営健全化を目指すため中長期経営計画を策定し健全経営を図ります。

		(上下水道課)
特別会計の健全化	平成18年度 ～ 平成22年度	・国民健康保険事業、国民健康保険直営診療施設事業、介護保険事業については、適正な執行により一般会計からの繰入金の縮減に努めます。  (総務課、関係各課)

#### (5) 公社の経営健全化

公社は、それぞれの時代の要請に応じて設立され、町の行政施策と連携しながら、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきたところであり、経済環境の変化や指定管理者制度の導入に伴う影響などを踏まえ、その設立趣旨や役割、運営状況等に照らして、今後の存在意義を再検討し、法人の統廃合や町の関与のあり方等について見直しを図ります。

また、独立した法人として経営責任を明確化した上で、経営改善を推進し、効率的で健全な経営体制の確立に努めるとともに、評価機能の充実や経営状況等の情報公開につとめるよう指導助言します。

町の出資比率25%以上、又は財政支援を行っている法人等を対象に見直しを図ります。

(参考)

[平成17年度時点における対象法人数]

財団法人2団体 (財)福島なみえ勤労福祉事業団、(財)浪江町振興公社

株式会社1団体 (株)東遊記

項目	いつまでに	どのようにする
公社経営の健全化	平成18年度 ～ 平成22年度	・公社の財政状況を的確に把握し、業務運営について適切な指導助言をします。 ・収益に結びつく事業を企画し、経営を改善するよう指導助言をします。 ・3団体の事業・経営内容については、情報公開するよう指導助言をします。  (産業振興課)
公社等経営健全化検討委員会の	平成18年度 ～	・経営方法については第三者機関で検討するよう指導助言します。

設置	平成22年度	イベント等集客、マリパーク、いこいの村のあり方等について庁内に分科会を作り検討します。 (産業振興課)
経営診断の実施	平成18年度	・公社経営の健全化を図るため、経営診断を実施します。 (産業振興課)

## (6) 地域協働の推進

町民がまちづくりの主体であることを認識し、町民がお互いに、あるいは町民と行政が、共通の目的を共有し、それぞれの持つ特性を活かしながら、対等な立場で補完しあい、協力しあって、自主・自立のまちづくりに取り組みます。

また、幅広い分野で住民との協働を推進し、互いに信頼しあえる協働型行政を確立するとともに、ボランティアやNPOの発掘、育成を推進し、協働型社会に向けた官民パートナーシップの構築を図り、最終的には地域におけるまちづくり活動など、住民の主体的・積極的なまちづくりへの参画機会づくりの拡充に努めることのプログラムを策定するとともに、住民基本条例などの制定について住民とともに検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
町民参画の推進	平成18年度 ～ 平成22年度	・事務事業の見直しにあたっては、町民の目線に立ち意識調査や意見の聴取など、できる限り町民の参画の機会を設けます。 ・地域協働まちづくり計画を策定します。 (総務課)

### (ア) 町政や地域に関する情報の共有

町政や地域に関する多くの情報や町民の意見、地域団体の活動の状況など、これまで以上に情報を提供する機会や手段を充実し、お互いの情報を共有していきます。

まちづくりの情報が適切に公開される仕組みを整備し、まちづくりについて、みんなが考える社会の実現をめざします。

項目	いつまでに	どのようにする
情報の提供・	平成18年度	・町民・行政区・ボランティア・

収集	～ 平成22年度	N P O ・ 企業等が連携を深め、それぞれの情報の共有化を推進していくため広報紙・ホームページによる情報提供をします。 ・パブリックコメント（町民意見の聴取）制度の導入を図ります。 (総務課)
----	-------------	---

### (イ) 人材づくり・意識啓発の推進

地域活動や活動を担うリーダーの発掘・人材育成などに積極的に取り組んでいくとともに、安心のまちなみえを築き上げるため人材を活用し、幅広い世代に対して、協働のまちづくりに向けた啓発に取り組めます。

項目	いつまでに	どのようにする
地域における人材育成	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会の開催などにより意識づくりや啓発を行い、まちづくりを担うリーダーの発掘や人材育成に取り組めます。</li> <li>・リーダー養成講座の開催をします。</li> <li>・まちづくり講演会、講座等の開催をします。</li> <li>・人材のネットワーク化を図ります。</li> <li>・パンフレット、リーフレットの作成・配布をします。</li> </ul> (総務課、関係各課)

### (ウ) 活動しやすい環境づくりの推進

地域のことは地域で解決できるまちづくりをめざすとともに、地域住民が主体となって活動しやすい環境づくりを行う。N P O ・ ボランティア団体の活動の充実・育成のための支援を行うとともに、町民活動の拠点や窓口の充実に努めます。また町民、地域、町民活動団体、企業や行政などを結ぶネットワークづくりを推進します。

項目	いつまでに	どのようにする
働きやすい職	平成18年度	・喫煙による健康への影響に関する

場環境の整備	～ 平成22年度	る社会的関心が高まる中で、公用車での禁煙に取り組みます。 ・急速な少子化の進行に対して、職員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう特定事業主行動計画に基づく取り組みを行います。 (総務課、関係各課)
活動の場、支援体制の確保	平成18年度 ～ 平成22年度	・町の協力団体との育成、連携を図ることや、地域住民が活動しやすいシステムづくりと活用を図ります。 ・活動の場の確保を図ります。 ・地域づくり事業の拡充・整備をします。 ・各種住民組織の結成促進と活動を支援します。 ・町職員の地域行事への積極的参加を促します。 ・地域協働を推進するための職員体制を検討します。 (総務課)
地域協働のまちづくり調査検討委員会の設置	平成18年度 ～ 平成22年度	・民間と職員の合同ワーキンググループを設置します。 ・住民自治と住民参画の検討をします。 (総務課)
ボランティアの活用	平成18年度 ～ 平成22年度	・住民が積極的に各種イベントに参画する仕組みの検討をします。 (総務課)

### (エ) 行政区の検討

住民が互いに助け合い協力し合うという連帯感や信頼関係が薄れてきておりますので、自治意識と連帯意識に支えられたコミュニティの形成を推進します。

また、行政区のあり方についても、住民の意見を集約しながら検討してまいります。

項目	いつまでに	どのようにする
行政区の検討	平成18年度 ～	・住民の意見を集約しながら行政区のあり方を検討します。

	平成22年度	(総務課)
住民意向調査 の実施	平成18年度 ～ 平成22年度	・行政区見直しに関する住民意向 調査の実施をします。  (総務課)

## 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

### (1) 組織・機構の見直し

自立性と柔軟性、機動力を備え、新たな行政課題に迅速に対応できる組織・機構の整備に取り組むとともに、高度化、多様化する業務に機動的、機能的に対応する管理監督職の活用により、組織の総合力を高めます。責任と権限の明確化、政策目的に応じた組織整備を図ります。また、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された組織編制とします。

特に、季節により仕事量にかたよりのあるため、仕事の融通がきくような組織体制とします。そのため、課の統合、職務の兼任、グループ制の導入等を検討します。

また、予想される少子高齢化社会に対応した組織機構を検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
適正な人員配置	平成18年度 ～ 平成22年度	・出産や病気休暇により職員が欠員となった時は、速やかに正職員または臨時職員を補充します。 (総務課、関係各課)
津島地区振興機能の充実	平成19年度 ～ 平成22年度	・津島地区の公共施設の効率的運用を図ることと職員配置も含め、津島地区の総合的な検討をします。 (総務課、関係各課)

### (2) わかりやすい行政組織

住民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とし既存の組織体制を常に見直しを行い政策、施策、事務・事業のまとまりに対応した組織編成を検討します。

健康福祉課及び生涯学習課について、ふれあいセンターに分かれている事による事務のロス、住民にわかりにくい事がないか、再検討し必要に応じて組織体制の見直しを行ないます。

項目	いつまでに	どのようにする
----	-------	---------



組織機構の見直し	平成18年度 ～ 平成22年度	・時代にあったわかりやすい親しみやすい課、係名を検討します。 ・少子化対策をはじめ、組織機構の見直しを検討します。 (総務課)
政策調整機能の充実	平成18年度 ～ 平成22年度	・政策調整会議の充実を図るため、町の将来や新しい施策の展開を検討するワーキンググループ等の設置を図ります。 (企画調整課)
ふれあいセンターの見直し	平成18年度 ～ 平成22年度	・健康福祉課及び生涯学習課が、本庁とふれあいセンターに分かれている事による事務のロス、住民にわかりにくい事がないか組織体制の見直しを検討します。 (総務課)

### (3) 附属機関等の見直し

附属機関等の設置目的、活動実態等を把握しながら、整理統合、運営の見直しを図ります。また、附属機関等の委員の選任については、一部について公募により実施します。

また、男女共同参画社会の形成を図る観点から、委員への女性の登用を拡大します。

項目	いつまでに	どのようにする
各種審議会の整理合理化の推進	平成18年度 ～ 平成22年度	・必要性が低下したものの、所期の目的を達成したものなどについて見直します。 (関係各課)
審議会等の会議の活性化・透明性の確保	平成18年度 ～ 平成22年度	・審議会等の会議の活性化等審議会等の機能化に努めるとともに、公募委員の導入により会議の透明性の向上を図ります。 (関係各課)
女性委員の積極的な登用	平成18年度 ～ 平成22年度	・各種審議会、委員会等への女性委員の積極的な登用に取り組みます。 (関係各課)

## 3 定員管理及び給与の適正化

## (1) 定員管理の適正化

これまでも職員数については、削減に取り組み、成果を挙げてきたところです。

引き続き、平成18年度から5年間の定員適正化計画を策定し、定員適正化のための取り組みを積極的に進めます。目標数値については、平成22年度までの5年間で5%削減することを目標とします。

なお、団塊の世代の職員の大量退職が見込まれるため豊富な経験と識見を活用するため、再任用制度の活用を図ります。

項目	いつまでに	どのようにする
定員管理の適正化	平成18年度 ～ 平成22年度	「浪江町定員適正化計画」に基づき、平成17年4月1日現在の職員数193人を基準として、5年間で10人（約5パーセント）の職員数の削減を行い、平成22年4月1日における職員数を183人以内とします。  平成17年4月1日から平成22年4月1日までの 採用者予定者 27人 退職予定者 37人 (総務課)
再任用制度の活用	平成18年度 ～ 平成22年度	・団塊の世代の職員の大量退職が見込まれるため豊富な経験と識見を活用するため、再任用制度の活用を図ります。 (総務課)
適正な職員配置	平成18年度 ～ 平成22年度	・今後のまちづくりにおいて重点すべき施策等を考慮して職員を重点的に配置します。 (総務課)

## (2) 給与等の適正化

これまでも、旅費の見直し、特殊勤務手当の見直しなどの給与等の適正化に取り組み、定員管理の適正化と併せ、人件費の総額抑制に努めてきました。

給与制度については、職務と職責がより明確化された給料表を導入するとともに、引き続き、情勢に適応した適正な給与制度となる

よう努めます。

項目	いつまでに	どのようにする
給与の適正化	平成18年度 ～ 平成22年度	・人件費の総額抑制を図るとともに、情勢に適応した職員給与の適正化を目指します。 (総務課)
特別昇給の見直し	平成18年度 ～ 平成22年度	・退職時の特別昇給を見直しを検討します。 (総務課)
特殊勤務手当の見直し	平成18年度 ～ 平成22年度	・国の基準に準じた特殊勤務手当の見直しを検討します。 (総務課)
旅費の見直し	平成18年度 ～ 平成22年度	・旅費の見直しを検討します。 (総務課)

#### 【これまでの取り組み】

給与の適正化については、新規採用者の初任給基準引き下げ、初任給短縮の廃止、55歳以降の昇給見直し、特殊勤務手当ての見直し、昼休み窓口手当ての廃止、管理職手当ての見直しなどに取り組んできました。こうした取り組みにより、給与水準の指標とされるラスパイレス指数についても、平成13年度96.8ポイントであったものが、平成17年度94.5ポイントまで下がってきました。

#### 【今後の取り組み】

・給与制度については、職務と職責がより明確化された給料表のあり方を検討するとともに、今年度人事院勧告で出された給与構造の改革について、その趣旨を踏まえた給与制度となるように取り組んでいく必要があります。

### (3) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等については、その状況を広報等で公表しましたが、「浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、職員数、給与、勤務条件や懲戒処分、サービスの状況等についても、町民にわかりやすく公表します。

公表にあたっては、他団体との比較や全国的な指標を示すよう意を用いるなど、住民等が理解しやすいような工夫を講じます。

項目	いつまでに	どのようにする
----	-------	---------

定員・給与等の状況の公表	平成18年度 ～ 平成22年度	「浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、毎年度広報やインターネットホームページ等で公表します。  (総務課)
--------------	-----------------------	--

#### 4 人材育成の推進

##### (1) 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい新たな発想、政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成が重要な課題であり、新たな「浪江町人材育成基本方針」を策定し、総合的、計画的に人材育成を推進します。

項目	いつまでに	どのようにする
浪江町人材育成基本方針の策定	平成18年度	・分権型社会の担い手にふさわしい新たな発想、政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成をするため浪江町人材育成基本方針を策定します。  (総務課)

##### (2) 人事管理制度の見直し

職員の能力、意欲を最大限に引き出すため、努力する職員や意欲ある職員が評価される、能力・実績主義を重視した公正かつ客観的な人事評価制度の構築に取り組みます。

項目	いつまでに	どのようにする
人事評価制度の構築	平成18年度 ～ 平成22年度	・意欲ある職員が評価される、公平・公正でわかりやすい人事評価制度の構築に取り組みます。  (総務課)

##### (3) 多様な業務経験を通じたキャリアアップシステム

一定の年齢に達するまでは多様な業務経験（国や県、民間企業等との人事交流、住民組織との連携）を積み重ね、住民ニーズに対する意識、コスト感覚、責任感を養うキャリアアップシステムを確立します。

項目	いつまでに	どのようにする
----	-------	---------

キャリアアップシステムの構築	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等との人事交流に取り組みます。</li> <li>・採用後なるべく若いうちに様々な部門を経験させ、その後は能力、特性に応じた職務の配置を行います。</li> <li>・浪江町人材育成基本方針に基づいた計画的な研修に努めます。</li> <li>・研修受講の登録を明確にし人事運営に反映させます。</li> </ul> <p>(総務課)</p>
----------------	-----------------------	--

#### (4) 登用機会における男女間格差の是正

男女共同参画社会の理念に基づき男女が職場のあらゆる場面において、互いの能力を十分発揮できる職場環境づくりと登用に努めます。

項目	いつまでに	どのようにする
男女間格差の是正	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の理念に基づき男女が職場のあらゆる場面において、互いの能力を十分発揮できる職場環境づくりと登用に努めます。</li> </ul> <p>(総務課)</p>

#### (5) 研修の充実

本格的な分権時代を迎え、ますます地域住民のニーズに即した行政運営を行う職員の資質向上と意欲的に業務に取り組む職員を育成するため市町村アカデミー、ふくしま自治研修センター、各種研修事業に積極的に参加します。

項目	いつまでに	どのようにする
研修の充実	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村アカデミー、ふくしま自治研修センター、各種研修事業に計画的に参加します。</li> <li>・公募制派遣や自主研究グループ活動を奨励し、自ら学び自立的に行動する職員を育成します。</li> <li>・政策課題研修や法務実務研修などを通じ、地域の特性を生かした</li> </ul>

		<p>施策を立案ができる職員を育成します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場をあげて、接遇をはじめとする町民対応やコミュニケーション能力の向上を図り、町民との協働を実現します。</li> <li>・研修委員会を開催し、研修計画を策定し計画的な人材育成をします。</li> <li>・当面する課題、テーマを題材とした研修会を検討します。</li> </ul> <p>(総務課)</p>
--	--	--

### (7) 職員提案制度の積極的な活用

事務処理の合理化や行政サービスの向上等行政上の能率を上げるため、職員提案制度の積極的な活用を図ります。

項目	いつまで	どのようにする
職員提案制度	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人やグループ、職場などから業務改善についての幅広い職員提案を受け、優れた提案は表彰するとともに、施策として反映するなど、職員のやる気を高め能力向上を図ります。</li> </ul> <p>(総務課)</p>

## 5 公正の確保と透明性の向上

地方分権の進展による自己決定・自己責任を基本とした行政運営への転換に伴い、町民と行政の信頼関係を高めるため、行政の説明責任を果たし、議会や町民の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ります。

また、情報公開制度や行政手続制度の有効活用と町民への周知を図るとともに、パブリックコメント（町民意見の聴取）制度の導入を検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
パブリックコメント制度の導入	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の説明責任を一層果たし、公正で透明な行政運営を推進するため、統一的な制度の導入に向けて取り組みます。</li> </ul>

		(総務課)
--	--	-------

## 6 電子自治体の推進

I T（情報技術）の積極的活用による町民サービスの向上に取り組みます。また、I Tを活用した新たな行政運営の仕組みを構築することで、効率的、効果的な行政を推進します。

これらの推進に当たっては、情報セキュリティの強化と個人情報保護に十分留意し、適切に推進します。

項目	いつまでに	どのようにする
情報通信基盤の整備	平成18年度 ～ 平成22年度	・情報通信格差の是正 携帯電話通話エリアの拡大やインターネットブロードバンド環境の高速化など、地理的な情報通信格差の是正を図ります。 (企画調整課)
情報活用能力の向上	平成18年度 ～ 平成22年度	・町民のIT化支援 IT講習会のカリキュラム充実や公共施設へのキオスク端末の設置など、町民の情報リテラシーの向上を図ります。 ・学校教育へのIT活用 全学校のITインフラを整備すると共に、ITを活用した教材を授業に導入するなどITの活用を図ります。 (企画調整課)
行政サービスの向上	平成18年度 ～ 平成22年度	・電子申請システムの利用拡大のため電子納付・電子交付の導入と対象手続きの追加による利用拡大を図ります。 ・公共施設等予約サービスの充実を図ります。 ・行政情報提供サービスの充実のため町ホームページを活用し、様々な行政情報を提供します。 ・電子行政サービスの充実と業務の効率化・高度化を図るため、基幹業務システムの整備を進めま

		す。 (企画調整課)
--	--	---------------

## 7 自主的・自立性の高い財政運営の確保

「三位一体の改革」の影響や扶助費などの義務的経費の増嵩、また地方交付税の減額が見込まれるなど、本町の財政を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

こうした中において、自主的・自立性の高い財政運営を行っていくため、歳入にあっては、町税を中心とした収納率の向上や地域振興による税・財源の拡充など、自主財源の確保に努めるとともに、歳出にあっては、緊急性や効果、財源措置など点検・見直しを行い、施策・事業の厳しい選択と重点化により一層取り組みます。

また、主要な財政指標の動向を検証しつつ、中長期的視点に立った財政運営に努めます。

### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

#### (ア) 財政の健全化

すべての事務事業について、常にコスト意識を持ち、経費全般にわたって徹底した見直しを行うことにより、節減・合理化を図るとともに、厳正な執行に努めます。

各種補助金等について、公益上の必要性、効果、経費負担のあり方などを検証し、見直しを図ります。

財政の健全化のため財政計画を策定します。

項目	いつまでに	どのようにする
財政計画の策定	平成18年度	・健全な財政運営のため平成22年度を目標とする財政計画を策定します。 (総務課)
費用弁償の見直し	平成19年度 ～ 平成22年度	・日額費用弁償について検討します。 (総務課、関係各課)

#### (イ) わかりやすい財政状況の公表

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報をわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などのほか、バランスシート等も含め、公表を行います。

また、財政比較分析表の作成及び公表を行います。

項目	いつまでに	どのようにする
----	-------	---------



財政状況の公表	平成18年度 ～ 平成22年度	・予算、決算状況、各種財政指数等の財政状況を広報やホームページなどを通じ、わかりやすい形で、また、バランスシートなど新たな指標なども取り入れながら公表します。 (総務課)
---------	-----------------------	--

### 【現在の財政状況】

財政収支（普通会計）

（単位：千円）

区 分		2000年度 平成12年度	2001年度 平成13年度	2002年度 平成14年度	2003年度 平成15年度	2004年度 平成16年度
歳入	町税	1,981,696	1,966,775	1,950,752	1,867,832	1,926,820
	地方交付税	3,550,227	3,238,613	3,056,036	2,777,155	2,600,306
	交付金	1,341,756	1,277,514	1,141,869	1,201,134	1,182,919
	その他	2,128,379	2,434,140	2,012,495	2,169,722	2,302,943
	合計	9,002,058	8,917,042	8,161,152	8,015,843	8,012,988
歳出	義務的経費	3,296,464	2,834,615	2,870,065	2,906,801	2,878,773
	人件費	1,724,660	1,690,041	1,690,418	1,598,983	1,596,256
	扶助費	229,929	264,397	266,069	388,641	414,477
	公債費	1,341,875	880,177	913,578	919,177	868,040
	その他経費	3,367,227	3,346,666	3,271,059	3,403,470	3,406,848
	投資的経費	2,057,038	2,459,912	1,725,266	1,480,012	1,525,285
	合計	8,720,729	8,641,193	7,866,390	7,790,283	7,810,906
歳入歳出差引		281,329	275,849	294,762	225,560	202,082
指標	經常収支 比率(%)	73.8	71.5	74.7	76.4	80.0
	公債費比率(%)	13.6	12.8	13.7	14.0	14.3
	準公債費 比率(%)	19.4	18.9	20.0	20.3	20.1
	地方債現 在高	7,509,032	7,334,541	7,139,124	7,112,040	7,087,077

※歳入における「町税」には所得譲与税を含みます。「交付金」には国、県支出金を含みます。「その他」は、地方譲与税、財産収入、使用料、諸収入、町債などです。

※歳出における「その他経費」は、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などです。

## 平成12年度から平成16年度までの財政状況

### (歳入)

- ・町税は、景気の低迷などから全体として伸び悩み、平成16年度は平成12年度と比べて4.7%減となりました。
- ・地方交付税は、三位一体の改革による制度の見直しなどの影響から減少しており12年度と比べて26.8%の大幅な減となっております。

また、地方交付税の不足額については臨時財政対策債に財源振替となっております。

### (歳出)

- ・義務的経費のうち、人件費は行政改革による定員・給与の適正化の取り組みなどにより平成12年度と比べて7.4%減となりました。
- ・扶助費は、少子・高齢対策として各種制度の拡充していることにより、80.3%の大幅な増となっております。
- ・公債費は、縁故債の繰上げ償還や借入抑制に努めました。
- ・投資的経費は、原2号線道路改良の終了や浪江中学校大規模改修事業の終了により減少してきました。

### (経常収支比率)

経常収支比率は、地方交付税等一般財源の減少により年々増加してきました。

### (公債費比率)

公債費比率は、借入金の抑制、地方交付税措置のある地方債の活用等有利な地方債の借入等地方債残額の減少に努めてきたものの地方交付税等一般財源の落ち込みにより公債費比率の引き下げにはなりませんでした。

### [今後の財政状況]

財政収支（普通会計）

（単位：千円）

区 分		2005年度 平成17年度	2010年度 平成22年度
歳 入	町税	1,959,506	1,933,000
	地方交付税	2,535,120	2,243,000
	交付金	936,984	1,239,151
	その他	1,746,113	1,684,849
	合計	7,177,723	7,100,000
歳 出	義務的経費	2,831,128	2,507,000
	人件費	1,602,946	1,348,000
	扶助費	382,845	431,000
	公債費	845,337	728,000
	その他経費	3,176,202	2,859,000

	投資的経費	1,026,495	1,374,000
	合計	7,033,825	6,740,000
歳入歳出差引		143,898	360,000
指 標	経常収支 比率(%)	80.0	77.2
	公債費比 率(%)	14.0	13.8
	準公債費 比率(%)	20.3	19.1
	地方債現 在高	7,008,968	6,470,190

※歳入における「その他」は地方譲与税、財産収入、使用料、諸収入、町債などです。

※歳出における「その他経費」は、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などです。

### 財政見通し

集中改革プラン期間中の財政見通しは、現行制度を基本に、国等の各種計画を参考にしながら一般財源により推計しています。

今後の厳しい財政環境や、新たな財政需要に弾力的に対応するため、行財政改革を着実に推進し、健全な財政基盤を確立することが求められています。各種収入金の確保や経費の縮減に努め、基金の有効活用や、財源の計画的で効率的な配分に努めていきます。

### 【算出根拠】

#### 歳入

- ・ 町税 本町の町税構成は、固定資産税が税全体の約5割を占め、町民税が約3割、その他税となっており、固定資産税については、評価替え、地価の下落や家屋の減価償却、景気低迷による設備の増設などが見込めないことから、増加は期待できない状況にあります。町民税については、個人、法人共に長引く景気低迷と企業の閉鎖等により過去の伸びが期待できない見込みであることから、三位一体改革による税源移譲を合わせ、平成16年度決算ベースで計画期間中の5年間で5%程度減少すると見込まれます。一方、税源移譲（所得譲与税相当分）の増を見込みました。
- ・ 地方交付税 依存財源の中の地方交付税については、三位一体改革など不透明な中で5%減少すると見込まれます。
- ・ 交付金 おおむね平成19年度以降固定として推計しています。

また、国県支出金については三位一体改革による減額を見込む一方補助事業の増を見込みました。

・その他

分担金及び負担金、使用料及び手数料については、国の徴収基準があるものについてはその額とし、今後も適期に改定を実施する予定です。国、県支出金については、計画期間前半では、三位一体改革による国庫補助金・負担金の削減による減少額を見込み、後期においては、施設整備などの事業補助による増加を見込みました。

財産収入については、将来にわたり活用計画のない遊休土地は、適正な処分により土地売却収入の増収を図ります。土地貸付料については、土地の評価による適正な価格に改定します。地方債については、計画期間前半では、引き続き財政健全化に努めるため借り入れを抑制する必要があります。計画期間後半では、景気浮揚対策事業など積極的な投資的事業の展開から増加が見込まれるが、その発行が後年度負担になることには十分に留意し、借り入れ上限を臨時財政対策債、財源対策債等の特例債を除いて、公債費元金を上回らないように設定します。

歳 出

・人件費

人件費総額の削減を図ることとし、職員給については、第四次定員適正化計画に基づき定員管理を引続き行い人件費の抑制を図ります。給与費見直しのほか、5年間で5%削減、183人に削減することを見込みました。

・扶助費

高齢者への介護支援事業及び子育て支援で児童手当等の増などを見込みました。

・公債費

繰上げ償還及び借り換えと借入金の抑制を努めたことで、高額推移していた公債費償還額も減少になる見込みであります。さらに、高利率借入金の繰上げ償還により負担軽減を図ります。新たな投資的事業の展開から借り入れ増があっても年度間償還額は平準化する見込みであります。

・投資的経費

計画期間中における投資的経費の執行についての基本的考え方は、第4次町長期総合計画（実施計画）に掲げる事業の緊急度、事業効果の優先順位により事業を展開し、補助事業の活用及び有利な地方債の活用による地域の特性を生かした単独事業費の確保に留意しながら計上しました。

・その他

物件費は、実施方法等を再度精査することにより、計

画期間中で10%の削減を目標にします。補助費等については、一部事務組合負担金については、施設の老朽化が進み大規模改修が必要であり負担金の増が予想されます。繰出金については、国民保険事業、老人保健事業及び介護保険事業の特別会計において給付費の増加による繰出金の増加が予想されます。また、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計は、負担金及び使用料の財源確保を図り、一般会計からの繰入金の減額を図ります。

### (ウ) 自主財源の確保

「三位一体の改革」における税源移譲や税負担の公正確保の必要性などから、町税等各種収入金について、それぞれ目標数値を設定し、一層の収納率向上に取り組み自主財源の確保に努めます。

また、滞納整理の効果的推進と進行管理による収納率の向上を図るとともに、納税意識を高めるよう町民啓発に努めます。

自主財源確保のためより一層雇用の確保及び拡大を図る施策を実施します。

- ・ 現年分の主なものの収納率の推移、目標

(単位：%)

種 別	平成18年度 目標	平成17年度 目標	平成16年度 決算
町税	97.0	97.0	96.9
国民健康保険税	87.6	87.5	87.2
保育所使用料	99.8	99.8	99.8
下水道使用料	96.7	96.7	96.7
幼稚園使用料	100.0	100.0	100.0
住宅使用料	96.2	96.2	96.2
介護保険料	87.5	87.5	87.2

項目	いつまでに	どのようにする
収納率の向上	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町税、使用料を始めとする各種徴収金等の収納率向上を図るため全庁体制としての「収納率向上対策本部会議」において、目標収納率を設定し負担の公正と自主財源の確保を図ります。</li> <li>・ 納期内自主納付推進のため、納税推進事業への支援や口座振替の拡大を図ります。</li> </ul>

		(税務課、関係各課)
収入の確保	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納率向上のため、各戸訪問、夜間徴収等未収金を増加させない収納対策を実施します。</li> <li>・ 滞納システムの導入により、速やかな滞納者の実態把握をし、早期の対策を講じます。</li> </ul> (税務課)

### (エ) 受益者負担の適正化

使用料・手数料などの町民負担については、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努め、受益者負担の適正化を図ります。

国の基準に満たないものについては、基準に達するよう見直しを行います。

項目	いつまでに	どのようにする
使用料・手数料等の見直し	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益と負担の適正化を図るため、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しを検討します。</li> </ul> (総務課、関係各課)

### (オ) 遊休資産の活用

資産の有効活用を図るため遊休資産の活用と処分方策について検討します。

将来にわたり利用形態のないものについては、一般競売により処分を検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
資産の有効活用	平成18年度 ～ 平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要となっている遊休資産については、売却も含め検討します。</li> </ul> (総務課)

### (カ) 財産区の検討

財産区の処分を含め、財産区管理委員会の必要性、あり方について検討します。

項目	いつまでに	どのようにする
財産区の検討	平成18年度 ～ 平成22年度	・財産区の財産処分を含め、財産区管理委員会の必要性、あり方について財産区管理委員会とともに検討します。 また、財産区の適正な管理に努めます。 (総務課)

### (キ) 特別会計の整理

時代の経過とともに、特別会計として経理するのが薄れている事業については整理統合を検討します。

また、継続すべき特別会計については、財源を安易に一般会計に頼ることなく経営の健全化を図りながら推進してまいります。

項目	いつまでに	どのようにする
特別会計の整理	平成19年度 ～ 平成22年度	・財政の簡素で効率的運用を図るため、特別会計の整理・統合を検討します。 (総務課、生涯学習課)

### (2) 補助金等の整理合理化

行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方、終期の設定について検証し整理合理化を推進します。

項目	いつまでに	どのようにする
補助金等の整理合理化	平成18年度 ～ 平成22年度	・補助金規制委員会で行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方、終期の設定について検証し整理合理化を推進します。 (総務課、関係各課)
補助金の見直し	平成19年度 ～ 平成22年度	・事務事業の中で経常経費や運営費に対して交付している補助金については、削減を検討します。さらに、事業補助金については、長期総合計画実施計画により実施します。

		<p>ただし、長期総合計画に掲げられている重点事業については別枠とします。</p> <p>(総務課、企画調整課、関係各課)</p>
--	--	---

### (3) 公共工事のコスト縮減と環境への配慮

計画・設計段階での施策や設計・積算の見直し・検討、維持管理費の縮減など、職員一人ひとりが幅広い視野に立って総合的、重点的にコスト縮減を推進します。また、公共工事の入札・契約について、情報公開をはじめとするさらなる適正化に資する取り組みを進めます。

取組項目	いつまでに	どのようにする
公共事業コスト縮減	平成20年度 ～ 平成22年度	<p>限られた財源を有効に活用し、社会資本整備を着実に進めていくため、これまでの取り組みの着実な推進と、新たな計画・設計から施工・維持管理に至るまでの過程全般の見直しを行うなど、一層のコスト縮減に取り組みます。</p> <p>(建設課、関係各課)</p>

## 8 町村合併の推進

地方分権の推進や少子・高齢化の進展など行政を取り巻く情勢が変化している中で、行政サービスを維持し向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図る観点から、自主的な町村合併の実現に取り組みます。

項目	いつまでに	どのようにする
町村合併の推進	平成18年度 ～ 平成22年度	<p>町村合併を含む広域行政について、調査検討します。</p> <p>(関係各課)</p>